

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月10日

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園事務長 横山 嘉雄

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名 国立療養所奄美和光園老人会館等改修整備工事

(2) 工事場所 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地

(3) 工事内容

老人会館等改修整備工事一式

老人会館改修工事 RC造-1F

多目的ホール改修工事 S造-1F

老人会館等外構改修工事

居住者棟解体工事（木造平屋建 6棟）

解体跡地舗装工事

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで

(5) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(7) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和元・2年度厚生労働省における（九州・沖縄地域）「建築一式」において「C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州・沖縄地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成16年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円

を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(ア) 建物用途 ー (指定しない)

(イ) 建物構造 延べ面積50m²以上の新築、増築又は改修工事

(5) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

(ア) 安全管理 (資機材搬入など) に対する技術的所見

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

(イ) 平成16年度以降に、上記(4)に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(ウ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

(10) 九州・沖縄地域に建設業法の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ②健康保険 (全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険
④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(13) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導 (行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(14) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(15) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和元年9月26日までに提出すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

（1）総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点15点（2（5）に関する提案（以下「技術提案」という。）など以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

（2）評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- （ア）技術提案（簡易な施工計画）に関する事項
- （イ）施工能力に関する事項
- （ウ）企業の技術力に関する事項
- （エ）技術者の能力に関する事項
- （オ）地域精通度・地域貢献度に関する事項
- （カ）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目

（3）評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値＝{(標準点+加算点)／(入札価格)}

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- （ア）入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- （イ）提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。
また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

（4）上記3（3）において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

（1）担当部局

〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地

国立療養所奄美和光園 庶務課 施設管理係 山口 春成

電話 0997-52-6311

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、国立療養所奄美和光園のホームページから入手するものとする。

なお、インターネットに接続できない場合は以下の場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和元年9月10日（火）から令和元年9月26日（木）

までのうち、閑序日を除く毎日の9時00分から17時00分まで
とする。

交付場所：上記（1）と同じ。

（3）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期限：令和元年9月27日（金）17時00分

提出場所：上記（1）と同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和元年10月15日（火）15時00分までに提出すること。

郵便による入札受領期限は、令和元年10月15日（火）17時00分。

郵送先は4（1）まで。

開札は、令和元年10月16日（水）14時00分 国立療養所奄美和光園会議室において行う。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

（ア）入札保証金 免除。

（イ）契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証証券（かし担保特約を付したものに限る。）を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3（3）の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

但し、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）と同じ。

(11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 技術提案等の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- (13) 本件は、資料提出及び入札を紙入札方式で行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
- (14) 詳細は、入札説明書による。